

総務委員 各位

吉岡 政昭

黒塗り問題等に関し検討をお願いする事項（理由説明資料）

1, 理由

- (1) 12月議会の一般質問のため追分旭の土地所有者 牟田氏と安平町（建設課）との交渉記録の提供を求めたところ、その交渉記録には、①随所に『黒塗り』があり、質問の目的を果たす上で大きな制約を受けました。
- (2) 昨年の2月議会の行政報告に、牟田氏が3500万円を「正式な書面」で要求したとあることから、その②『正式な書面』の請求をしたが拒否された。

以上の町理事者の行為は、『情報公開条例』を根拠になされたものであるが、それが、正しい運用であるか、議員が納得出来る運用解釈であるかを議会自らの検証が必要であると考えた。

- ※1、なお、この件は一般質問において「議運の中で諮ってもらいたい」と要請したが、議運ではなく総務委員会が適当であるとの某議員の助言と議会事務局の判断を踏まえここに提案するものです。
- ※2、また、この件は、どの議員全員にとっても議員活動における『制約』だとの認識を共有して欲しい。

2, 役場の黒塗りが、法律的に公平に正しく運用されてきていたか？

(以下資料配布)

- (1例) 同じ安平町が、同じ種類の会議で、同じ場所で担当者の違い(?)によって「黒塗りした事例」が違っている例。
- (2例) 黒塗りに納得出来ず追加開示を求めて、開示された例
- (3例) 当事者の氏名と学校名だけ黒塗りで、それ以外は開示の例。(道教委のHP)

3, 役場職員の「法律の知識と判断」に対する専門性。

- (1) 役場職員が職業上の知識 > 議員を含む一般住民よりも知識
(役場職員の方が知識がある)

●「法律名」と「どの事例がどの法律のどの条文に該当するか」

- (2) 役場職員の「条文を読み取る力」＝ 議員・一般住民の「条文を読み取る力」
(役場職員と議員・町民の「読み込みと理解力」は同じ)

●条文の「読み込みと理解」(条文の解釈部分)・・・基礎的法律知識と

読解力の問題

お互い司法試験や司法書士の資格者でもない。法律の素人なのです。
だから、対等に議論が出来ると考えています。ましてや情報公開条例のように解釈に幅のある場合、利害関係が相反する場合は、なおさらしっかり議論が必要です。

4, 「今回の問題の扱い」に対する希望

(1) 総務委員会としての『黒塗り部分』の調査 (検証・仕分け)

→追加開示必要部分の判断

①追加開示の請求 (町へ)

②追加開示の請求 (情報公開・個人情報保護審査会へ)

※この場合は、メンバーに1名弁護士が入っているので、別の問題をクリアすれば良い。

(2) 総務常任委員会・経済常任委員会合同の調査

(3) 特別委員会の設置・・・?

会議の結論

①総務委員会としては、特別の動きはしない。

②不満があるなら、吉岡が、審査会に問題を持ち込めばいい。

(では、そのようにすることにします。)

※黒塗り問題の本質は、「公文書の開示は民主主義の基本」だという認識が、甚だしく欠如していると感じた。「一つ一つ確認してみよう」という姿勢や考え方すらが見られなかったからだ。その動機は、推測するしかないが、役場の言うこと,することには、「異議を申し立てない」とする姿勢からではないことを期待するのみだ。

この問題は、結局、全ての議員に降りかかる問題なのだからだ。

※意外だったのは、「情報公開条例の勉強会を全議員で勉強しよう」と主張した米川議員の提案が強い反対 (特にある議員の)により否決されたことだ。

強く反対したある議員の理由は、『勉強は個人がすることだ』だそうだ。しかし、『個人がすることとみんなですること』には、矛盾はないのに、あえてそう主張する心底こそ問題だ。
要するに役場の『黒塗り』に正当な根拠ないことが、明らかになることを恐れてのことと納得した次第だ。
